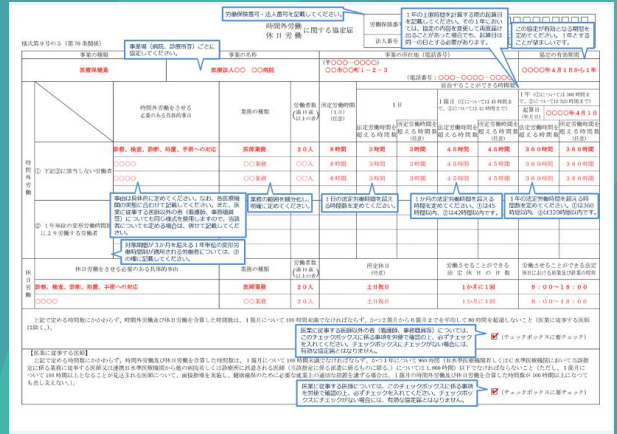


2024年4月以降 医療機関の

36 協定届 の様式が 新しくなります！



◆ 36 協定届：特別条項を定めない場合

限度時間	1か月	1年
原則	45時間	360時間

◆ 36 協定届：特別条項を定める場合

上限時間	1か月	1年
A 水準	100時間未満	960時間
連携B水準	100時間未満	960時間
B 水準	100時間未満	1860時間
C-1水準	100時間未満	1860時間
C-2水準	100時間未満	1860時間
※一般労働者	100時間未満	720時間

2024年4月の医師の時間外・休日労働の上限規制の開始に伴い、医療機関が届け出る36協定届の様式が新しくなります。

とちぎ医療勤務環境改善支援センターでは、専門のアドバイザーが、法改正への対応をお手伝いします。ぜひ、ご活用ください。

とちぎ医療勤務環境改善支援センター

〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1 とちぎ健康の森 4階

栃木県医師会内

TEL 028-622-2655

FAX 028-624-5988

E-mail : iryokinmu@tochigi-med.or.jp

相談無料



